

## 第23期第8回秋田海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

日時：令和8年3月12日（木）午後1時30分～午後2時20分

場所：議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、腰山 公正、三浦 清、齊藤 一成、鎌田 誠喜、船木 和則（出席10名）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：高橋 俊行

事務局：藤田 学、藤原 剛、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平、伊藤 雄汰、鈴木 大喜

### 3 議事事項

- (1) 秋田県海面知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (2) 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- (3) 秋田県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- (4) すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (5) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (6) 秋田県公務員倫理条例の制定に伴う委員会処務規程の改定について（協議）
- (7) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）
- (8) その他

### 4 開会

#### ○事務局（藤田）

ただ今より、第23期第8回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

定員10名出席委員数は10名と過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告いたします。

それでは船木会長から、ご挨拶お願いいたします。

#### ○船木会長

年度末を迎え、委員各位におかれましては何かとご多用なところご出席いただきありがとうございます。

このところ米・イスラエル軍のイラン攻撃に伴う報道がなされておりますが、かつてのオイルショックを経験している者としても戦闘の拡大防止と紛争の終結を願うばかりです。

本県の漁業に関するニュースをひとつ、ご案内のとおり建造中であつた漁業取締船「くぼた」が竣工となり、24日秋田港において竣工式典が開催されることとなりました。先代取締船に引き続いて活躍されることを祈念します。

さて、本日の議題は、諮問事項が4件と協議事項が2件、報告事項が1件ございます。

案件が多めですので、円滑な議事運営をお願い申し上げまして、開会に際しての挨拶といたします。

## 5 資料確認

(事務局が資料確認)

## 6 議事録署名委員選出

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。

今回は、三浦委員と齊藤委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○三浦委員、齊藤委員

はい。

○船木議長

お二方、よろしくお願いします。

## 7 議事

### 議題1：秋田県海面知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）

○船木議長

議題（1） 協議事項「秋田県海面知事許可漁業許可方針の一部改正について」、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料1をご覧ください。知事許可漁業許可方針は制限措置に関わるものであるため、協議するものです。

資料1-1は、今回改正予定のべにずわいがにかご漁業の全文見え消しですが、改正内容は、許可対象漁船の総トン数100トン未満を150トン未満とするものです。また、条件の最後に、船位を知事に報告することを追加しています。

続いて、資料1-2をご覧ください。この改正の妥当性についての説明です。平成22年以降、トン数制限は各県に判断が委ねられており、それにより山形県においては150トンに改正し、現船は111トンです。また、べにずわいがに日本海北部系群の資源は悪くないこと、さらに、令和7年からTAC管理も開始しています。

加えまして、この改正にかかる調整のなかで、当該改正を要望する者からは、秋田県知事あてに以下事項を書面にて誓約いただいております。

1. 船位を報告すること。
2. 漁獲量を報告すること。
3. 漁場、漁具、水揚げ等一連の操業に係る検査に協力すること。
4. 隣県との操業トラブルは決してないようにすること。
5. 秋田県の漁業者とも協調し、秋田県全体の水産業振興に努めること。

今後は、これら誓約事項が、確かに遂行されることを、県が指導及び監督することとなります。

以上、総合的に判断し、本県べにずわいがにかご漁業のトン数制限は山形県同様に150トン未満とすることは妥当と判断しました。

説明は以上です。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○大竹委員

平成 22 年の水産庁から制限廃止が通知された際、近隣県との調整するようという条件がついていたと思います。山形県の話が出ましたが、青森県との調整についても確認したいです。

○事務局（藤原）

水産庁新潟漁業調整事務所に仲介いただき、青森県と山形県とこの条件について調整しています。

○大竹委員

船位を知事に報告、さらに5つの誓約事項がありましたが、具体的にはどのような方法で報告や確認をするのか、頻度はどのくらいであるか等についても確認したいです。

○事務局（藤原）

船位報告については、今後新しい船を改造することになりましたら、AIS もしくは VMS などデジタル機器で自動的に操業状況が客観的に把握できる機器の備え付けと常時作動を求めます。ただし、現船にただちに機器導入ということにはなりませんので、当分の操業では、水揚げ日ごとに漁獲量を報告してもらうことと合わせて、1 操業ごとにどこにかごを入れたのかを手書操業日誌で帰ってくる度に県へ報告という予定です。

○大竹委員

船主と船長が違うため、船長が船の位置を示し、それを船主に報告してさらに県に報告する段取りになるのか、そのあたりの整理はどのようになっていますか。

○事務局（藤原）

本日この許可の条件が整いましたら船主に連絡し、船長も含めてこれらの話をさせていただきます。船主経由での報告になるのか船長から直接の報告になるのかはやり方を考えますが、いずれにしろこれらのことは船長に対してもきちんと伝えます。

○船木議長

最終的にこの船は何トンになるのか、参考までに教えてください。

○事務局（藤原）

現在検討している船は元々の進水時には 138 トンの船であり、これから改造していくので、そこから数トンの増減と考えています。

○工藤委員

他県では、2泊3日で5連全部あげるということを聞いたことがあります。休漁前にかごをいれて休漁があげたらすぐに水揚げできるようですね。大規模であるため今後一層の取締の強化をお願いします。

○事務局（藤原）

基本はTAC管理をしていくことになりますが、かごの数は600個未満しか持っていないということは確認しています。しかし、様々な可能性は考えられますので、取締も含めてしっかりと対応していきます。

○船木議長

他に何か質問等ありますか。

○委員  
(発言なし)

○船木議長  
よろしければ了承することとします。

## 議題 2 : 知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間 について (諮問)

○船木議長

議題 (2) 諮問事項「知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について」、事務局から説明願います。

○事務局 (藤原)

資料 2、諮問文を読み上げます。

(諮問文読み上げ)

先の許可方針の改正に従い、1 隻にべにずわいがにかご漁業の起業認可をする内容です。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は 1、漁業を営む者の資格は秋田県に住所を有する者とします。許可又は起業の認可をすべき期間ですが、今回起業の認可を想定する者は今後、認可を得た後、漁船の取得や改造に 1 年程度要することや、国のリース事業を活用するためは、その審査等において確かに許可されることを証するものが必要であることから、速やかに申請いただき認可するものです。

説明は以上です。ご審議よろしく願います

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局 (藤原)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく願います。

## 議題 3 : 秋田県資源管理方針の一部改正について (諮問)

○船木議長

それでは次に移ります。議題 (3)、「秋田県資源管理方針の一部改正について」、事務局より説明願います。

○事務局 (佐藤)

資料 3 をご覧ください。資源管理方針の一部改正についての知事からの諮問です。

(諮問文読み上げ)

2 ページ目をご覧ください。新旧対象表の右側が改正前の内容、左側が改正後の内容になります。令和 8 年 4 月 1 日に施行される漁業法及び水産流通適正令和 8 年 4

月1日に施行される漁業法及び水産流通適正化法の一部改正により、クロマグロの情報伝達等が円滑に行えるようにするために、関係者は漁船名や陸揚げ日、個体重量等について記録・保存等が義務づけられるなど、マグロに関係するルールが変わったことに伴う方針の変更であります。

これまで、クロマグロの漁獲報告の期限は、状況に応じてパターンが2つありましたが、今回の法改正によって、大型クロマグロの漁獲報告はいかなる場合も「陸揚げ日から3日以内」となったため、その旨別紙1-4、2(2)に反映しております。また、TAC魚種の中でも特に重要な魚種として、大型クロマグロが「特別管理特定水産資源」に指定されたため、裏面の5(2)に、その旨を新たに追加しております。「特別管理特定水産資源」とは、資源を将来にわたって持続的に利用するために導入された、非常に厳格な管理対象となる資源のことを言います。この「特別管理特定水産資源」に関する漁獲報告等の規定は、漁業法第26条と第30条のそれぞれ第2項に新たに追加されたため、その旨を、資源管理方針本則の6(1)イに追加しております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(佐藤)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく申し上げます。

#### 議題4：すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

○船木議長

それでは次に移ります。議題(4)、「すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局より説明願います。

○事務局(佐藤)

資料4をご覧ください。令和8年4月1日から始まる、すけとうだら日本海北部系群、するめいか及びぶりの漁獲可能量についての知事からの諮問です。

(諮問文読み上げ)

2ページをご覧ください。

農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間(令和3~5年)の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定めて、各都道府県別に通知されます。

スケトウダラとスルメイカの漁獲可能量は、国全体に占める本県の基本シェアがそれぞれ 0.04%、0.13%であり、上位 80%を構成する都道府県に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量としてスケトウダラが 50 トン未満、スルメイカは 100 トン未満と示されています。

スルメイカにつきましては、水産庁がこれまでとは異なる漁獲シナリオを採用したことにより、TAC 数量が前年よりも増加したため、本県の目安数量も 50 トンから 100 トンに増加しております。スケトウダラもスルメイカも、本県は厳格な管理を求められる数量明示ではなく、目安数量による配分であるため、漁獲量が目安を超えたからといって、ペナルティ措置や操業停止等はありません。

続いてブリについて、ブリは令和 8 管理漁期からステップ 2 に移行します。ブリはいつどの海域で大量に漁獲されるのかが読めず、漁獲量が安定しない魚であることから、このステップ 2 の期間中に管理制度の運用面の課題を抽出して解決するために、全ての都道府県が数量明示扱いとなり、翌年度への繰越や繰入、他県との融通などをシミュレーションすることになります。

秋田県の過去 5 年程度の漁獲実績からすると、本来は現行水準の目安数量による漁獲努力量管理に位置づけられるところですが、来遊の読めないブリだけに、将来どこの都道府県が数量明示県になったとしても運用可能な状況を目指して、本県を含む全ての都道府県が数量明示として明確な枠が設けられるということになります。ただし、シミュレーション的に実施することですので、漁業者の皆さんは通常どおり操業していただき、示された数量を超過しても採捕停止命令もありません。将来的に本県が数量明示県になるかどうかについては、上位 80%を占める道県の中で最も漁獲量が少ないところでも 1000 トン以上漁獲しており、本県の漁獲量 500～600 トン程度がこのまま続くようであれば、数量明示県になる可能性は低いと考えております。ブリの漁獲可能量は、資料に試行水準と記載されておりますが、実際に水産庁から示される試行数量は約 600 トン程度となる想定です。

これをうけた告示案が資料 4、3 ページですが、国からの配分数量を秋田県スケトウダラ日本海北部系群漁業、スルメイカ漁業及びブリ漁業に配分しております。本県の直近の漁獲量については、スケトウダラが令和 4 年度 2 トン、5 年度 370kg、6 年度 700kg、スルメイカが 4 年度 28 トン、5 年度 20 トン、6 年度 58 トン、ブリが 3 年度 650 トン、4 年度 349 トン、5 年度 623 トンでした。

令和 7 管理年度現時点では、スケトウダラ 423kg、スルメイカ 34 トン、ブリ 328 トン。スルメイカはこれまで目安数量 50 トンであり、6 年度の漁獲量 58 トンのように目安を超過する年もありましたが、来漁期の目安数量は 100 トンに倍増しておりますので、十分な数量と考えております。ブリに関しては漁獲量が不安定であり、今回示される予定の配分量約 600 トンを基準にすると、大きく下回っている年があれば逆に超過している年もありますが、今後のことを考えますと、通常どおりの操業によりたくさん漁獲されれば、次回国から示される数量にも反映されることになるので、このステップ 2 の期間は、数量を下回ることなく十分な量のブリが来遊してくれることを期待しております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○伊藤委員

するめいかの 100 トンの枠について、県外船が秋田県で水揚げした場合も入るの

でしょうか。

○事務局（佐藤）

こちらは知事管理漁獲可能量であり、県外いか釣り漁船は本枠の対象外です。

○船木議長

他にありませんか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局（佐藤）

（答申案読み上げ）

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしくをお願いします。

#### 議題5：くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に ついて（諮問）

○船木議長

それでは次に移ります。議題（5）「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更にについて」、事務局より説明願います。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明いたします。資料5、1ページをご覧ください。くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更にに関する知事からの諮問です。諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

3ページをご覧ください。農林水産大臣からの通知です。今回の変更は、残っている大型魚の漁獲枠を直接要望のあった京都府へ3トン、高知県へ2.5トン、合計5.5トン譲渡したことによる漁獲可能量の変更になります。都道府県間の漁獲枠の融通については、都道府県間で協議が整った場合、水産庁の仲介がなくてもできることとなっております。

これに基づき、2ページのとおり知事管理漁獲可能量を変更します。告示案をご覧ください。左の表が改正後、右が改正前で、変更部分には下線を引いております。今回変更するのは大型魚のみですので、小型魚の漁獲可能量等に変更はございません。右の表中2くろまぐろ（大型魚）について、（1）都道府県別漁獲可能量の60.6トンから譲渡量5.5トンを引きまして、左の表中2（1）のとおり55.1トンとなっております。同じく2（2）知事管理区分に配分する数量につきましては、県資源管理方針の配分基準では、概ね95%を知事管理区分へ配分し、残り概ね5%を県留保としておりますが、昨年11月に開催しました当委員会において、県留保枠の配分についてご審議いただき、県留保を0.2トンとし、残りを知事管理区分へ配分することについて、適当であると答申いただいておりますので、改正後の2（2）の知事管理区分に配分する数量につきましても、県留保を0.2トンとし、残り54.9トンを知事管理区分へ配分しております。

今回の譲渡による漁獲可能量の変更により、本県の大型魚の漁獲枠は 55.1 トンとなります。現在の漁獲実績が 44.5 トンであるため、残りの枠が 10.6 トンとなり、消化率は 80.7%となります。なお、今回譲渡を行わなかった場合、消化率は 73.4%でした。また、小型魚については、現在の漁獲枠 57 トンに対し、漁獲実績が 52.8 トンとなっており、残りの枠は 4.2 トン、消化率は 92.6%に達しております。既に消化率が 9 割を超えており、漁獲枠に十分な余剰がないため、今年度は、小型魚の譲渡は行いませんでした。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

よろしければ事務局から答申案をお願いします。

○事務局(高橋)

(答申案読み上げ)

○船木議長

ただいまの答申案でよろしいですか。

○委員

はい。

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局は手続きをよろしく申し上げます。

#### 議題 6 : 秋田県公務員倫理条例の制定に伴う委員会処務規程の改定について(協議)

○船木議長

それでは次に移ります。議題(6)、「秋田県公務員倫理条例の制定に伴う委員会処務規程の改定について」、事務局より説明願います。

○事務局(藤田)

資料 6-1 から 6-3 に基づき説明します。

はじめに、資料 6-2 について、職務の執行に対し県民の疑惑や不信を招く行為の防止を目的として、職員の職務に係る倫理の保持に必要な措置を定めた「秋田県公務員倫理条例」と、資料 6-3 の「秋田県公務員倫理規則」が令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

これらの条例規則は、県職員が対象とされておりますが、各種行政委員会の職員、言い換えれば兼務の県職員についても、これらに対応できるよう、当委員会関連規程を改正するよう人事課から依頼がありました。

当委員会の実態としては、事務局長及び書記は、水産漁港課の課長及職員がそれぞれ兼務しております。

当海区委員会の関連規程を確認した結果、委員会処務規程のみ改正が必要と認められましたので、資料 6-1 により改正したいと考えております。1~2 ページが改正案、最終ページがその新旧対照表となります。

改正内容としては、新旧対照表のとおり、第 6 条第 3 項の後に、「4 職員の職務に係る倫理については、秋田県職員倫理規則の例による。」の 1 項を追加するものです。

この表現については、資料6-3最終ページにあります。人事課が他委員会も含めて作成した原案をもとに、当委員会に合うよう一部文言を修正しております。また、この施行日は、条例規則の施行日と合わせて、令和8年4月1日とします。

一方、資料6-2条例の最終ページをめくった6ページ、第8条第1項では、各位委員会それぞれに職員の倫理を監督する職員として倫理管理者を置く必要があり、その責務等について資料6-3規則の同じく6ページ、第13条に記載されております。今回の委員会処務規程の改正には直接関係ありませんが、当委員会の倫理管理者は、人事課案のとおり当委員会事務局長・水産漁港課長と定めることとしておりますのでご報告いたします。

以上、処務規程の改正等について、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○船木議長

それでは、改定案を了承することとします。

#### 議題7：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

○船木議長

それでは次に移ります。議題（7）、「日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」、事務局より説明願います。

○事務局（藤原）

資料7をご覧ください。本県からは、大竹委員にウェブ形式で出席いただきました。

内容について、本県に関する事項としては、くろまぐろ遊漁の管理についての話題がありました。当日配布資料4ページをご覧ください。表にありますとおり、大型くろまぐろの当初採捕数量は4月以降各月均等に配分されることとなります。各月5トンの基本とし、前年度実績に余りがあれば、各月に均等追加配分されることとなります。記載の例は、令和7年度余りが3.5トンだった場合、 $3.5 \text{ トン} \div 12 \text{ か月} =$  小数点以下切り捨て0.2トンを5トンに足し、各月5.2トンで管理することとなります。

その中で、仮に表の6月のように、1か月でその5.2トンを超過した場合、翌々月以降に均等にそれを差し引くこととなります。また、保持できる尾数については、令和7年度は1か月1人1尾だったのが、2か月1尾と変更になります。

これらの水産庁からの説明に対して、出席委員からは、リリースと思われる死亡個体が底びき網に入り、異臭がひどいため操業の漁場選定に支障が生じている問題、くろまぐろだけではなく他の資源についても、遊漁の資源管理を検討すべきというご意見がありました。

事務局からの報告は以上です。

○船木議長

会議にご出席いただきました、大竹委員からは何かありますか。

○大竹委員

日本海中央で底びき網にマグロの死体が入って漁業に困っているという話や、キャッチアンドリリースが資源の無駄になっているという指摘がありました。

- 船木議長  
ただいまの説明について質問等がありますか。
- 伊藤委員  
主にどの県の沖合でそういった事態が起きているのでしょうか。
- 大竹委員  
石川県、福井県あたりの沖合とのことでした。
- 工藤委員  
保持できる尾数を超過して捨てているのではないのでしょうか。
- 大竹委員  
そのあたりについては定かではありませんが、かなり沖でのことのようにです。
- 船木議長  
他にありませんか。
- 委員  
(発言なし)
- 船木議長  
よろしければ、次に進みます。

#### 議題8：その他

- 船木議長  
議題（8）その他ですが、事務局から何かありますか。
- 事務局（藤田）  
ありません。
- 船木議長  
委員の皆様、何か質問等がありますか。
- 委員  
(発言なし)
- 船木議長  
それでは議事については終了します。

#### 8 その他

- 船木議長  
続きまして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん、何かありますか？
- 委員  
(発言なし)
- 船木議長  
そのほかに事務局から何かありますか。
- 事務局（藤田）  
ありません。

#### 9 閉会

- 船木議長  
それでは第23期第8回秋田海区漁業調整委員会を終了します。